

低圧単独計器失効替・その他関連工事
概略説明書

平成 26 年 8 月
東京電力株式会社
配 電 部

低圧単独計器失効替・その他関連工事 概略説明書

[目 次]

1. 目的.....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 契約期間.....	2
4. 工事場所.....	3
5. 特別教育の受講.....	4
6. 工事の内訳.....	5
7. 工種区分.....	5
8. 現場代理人および主任技術者等の届出、職務.....	12
9. 作業員の届出.....	13
10. 下請負.....	13
11. 支給材料.....	13
12. 貸与品.....	14
13. 受注者により調達する材料および機器類等.....	14
14. 支給材料および貸与品ならびに撤去品の管理.....	15
15. 材料屑等の廃棄処理.....	17
16. 工事の施工.....	17
17. 竣工報告.....	18
18. 竣工検査.....	18
19. 引渡し.....	18
20. 工事代金の支払い.....	18

1. 目的

この低圧単独計器失効替・その他関連工事概略説明書（以下、「説明書」という）は、当社受け持ち区域内において実施する低圧単独計器失効替工事、タイムスイッチ撤去工事、タイムスイッチ補助開閉器取付工事、ならびに計器スペース器具接続取付工事、その他関連工事について、工事の概略を説明することを目的とする。

2. 用語の定義

この説明書において使用する用語については、以下のとおり定義する。

〔 〕内は読み仮名

(1) 低圧単独計器 [テイツタントクケイ]

計器用変圧変流器と組み合わせないで単独で使用する計器をいう。

(2) タイムスイッチ [タイムスイッチ]

時計とスイッチ（開閉器）を組み合わせたもので、所定の時刻に電路を入／切する制御機器をいう。

(3) 計器スペース接続器具 [ケイスペースツグケイ]

失効替工事实施時に空きスペースを埋めるために使用する接続器具をいい、タイムスイッチと計器を組み合わせた設置箇所等において、スマートメーターと合わせて使用する器具をいう。

(4) 失効替工事 [シヨウカクゴウジ]

計量法の規定による検定有効期限前に新たに検定を受けた計器に取替える工事をいう。

(5) 現場代理人 [ケンバダイニン]

工事拠点に常駐し、工事施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理をおこなう者をいう。

(6) 主任技術者 [シユンキギシユツシヤ]

工事施工上必要とされる技術管理をおこなう者をいう。

(7) 災害防止責任者 [サイガクイセキニンシヤ]

工事施工上必要とされる災害防止に関する業務をおこなう者をいう。

(8) 管理者 [カンリシヤ]

本工事の履行を管理する現場代理人、主任技術者、災害防止責任者等の総称をいう。

(9) 工事監理業務委託先 [コウジカンリギョウムイタクサ]

本工事の付託および竣工検査ならびに関連する業務を実施する委託先をいう。

なお、当該業務の委託先については、当社より受注者に書面により通知する。

- (10) 契約図書 [ケヤクトシヨ]
仕様書および契約書（または請書）等の契約関係図書一式をいう。
- (11) 工事 [コウジ]
本体工事および仮設工事またはそれらの一部をいう。
- (12) スマートメーター [スマートメーター]
通信機能および通信方式を搭載した計器をいう。
スマートメーターは、計器部・端子ブロック・端子カバー・通信ユニットより構成され、遠隔検針、遠隔開閉、計測データの収集・発信といった一定の機能を有している。
なお、計器開閉器が内蔵されているものと内蔵されていないものがある。
- (13) ハンディーターミナル [ハンディーターミナル]
受注者が、失効替工事の実施に伴い、失効替総合管理システムからのデータ受信および失効替工事へのデータ送信ならびに失効替工事の実施結果登録等に使用するモバイル端末をいう。
- (14) 委託従事者証 [イカクジユウジシヤシヨウ]
本工事の従事者であることを証明するカード。
当社または当社が指定する工事監理業務委託先が受注者の特別教育受講修了者に対して発行する。

3. 契約期間

(1) 工事契約期間

自 平成 27 年 3 月 21 日

至 平成 29 年 3 月 20 日

ただし、上記契約期間が、工事請負契約書または請書（以下、総称して「契約書」という）と異なる場合は、契約書に定める契約期間による。

(2) 失効替工事履行期間

自 平成 27 年 7 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 20 日

なお、個々の工事依頼については、当社または当社が指定する工事監理業務委託先からおこなう。

- (3) 同項（1）に定める工事契約期間の開始日から（2）に定める失効替工事履行期間の開始日までの期間については、当社または当社が指定する工事監理業務委託先により実施する特別教育の受講、材料および機器類の準備ならびに通信環境等の構

築、当社または当社が指定する工事監理業務委託先との事前調整等を行う期間とする。

4. 工事場所

以下に定める当社各支店受け持ち区域内とする。

(1) 栃木支店

栃木北支社、宇都宮支社、栃木南支社受け持ち区域内全域。

(2) 群馬支店

渋川支社、前橋支社、太田支社、高崎支社受け持ち区域内全域。

(3) 茨城支店

水戸支社、土浦支社、竜ヶ崎支社、下館支社受け持ち区域内全域。

(4) 埼玉支店

さいたま支社、川口支社、志木支社、川越支社、熊谷支社、春日部支社受け持ち区域内全域。

(5) 千葉支店

千葉支社、京葉支社、東葛支社、成田支社、木更津支社受け持ち区域内全域。

(6) 東京支店

銀座支社、江東支社、上野支社、新宿支社、大塚支社、荻窪支社、渋谷支社、品川支社受け持ち区域内全域。

ただし、島嶼地域（大島事務所、新島事務所、神津島事務所、三宅島事務所、八丈島事務所、小笠原事務所）受け持ち区域内は除くものとする。

(7) 多摩支店

武蔵野支社、八王子支社、立川支社受け持ち区域内全域。

(8) 神奈川支店

川崎支社、鶴見支社、横浜支社、藤沢支社、相模原支社、平塚支社、小田原支社受け持ち区域内全域。

(9) 山梨支店

大月支社、甲府支社受け持ち区域内全域。

(10) 沼津支店

三島支社、伊豆支社、富士支社受け持ち区域内全域。

5. 特別教育の受講

本工事に従事する受注者のうち、受注者工事拠点ごとに安全・品質管理に携わる全ての管理者および工程管理に携わる管理者 1 名以上ならびに下請負人を含む全ての作業者は、「3. 契約期間」に定める工事契約期間の開始日から工事履行期間の開始日までの期間に当社または当社が指定する工事監理業務委託先が実施する特別教育を遺漏なく受講するものとする。

なお、特別教育の受講料については無償とするが、特別教育開催地までの旅費等、受講に関連して発生する一切の費用については受注者負担とする。

また、当社または当社が指定する工事監理業務委託先は、受講修了者に、本工事に對する委託従事者証を発行するものとする。

(1) 管理者用特別教育 (5日間程度)

管理者用特別教育の概要については以下を標準とし、開催日程、カリキュラムの詳細等については別途定めるものとする。

[管理者用特別教育項目の概要]

- a.安全・品質管理に関する事項
- b.工程管理に関する事項
- c.材料管理に関する事項
- d.個人情報取扱いに関する事項
- e.お客さま対応に関する事項
- f.ハンディーターミナルの取扱いに関する事項 等

(2) 作業員用特別教育 (10日間程度)

作業員用特別教育の概要については以下を標準とし、開催日程、カリキュラムの詳細等については別途定めるものとする。

[作業員用特別教育項目の概要]

- a.失効替工事の概要
- b.安全・品質に関する事項
- c.当社設備に関する事項
- d.電力量計に関する事項

- e. 計器工事に関する事項
- f. 個人情報の取扱いに関する事項
- g. お客さま対応に関する事項
- h. ハンディーターミナルの取扱いに関する事項
- i. 工事技能確認 等

6. 工事の内訳

- (1) 低圧単独計器失効替工事、タイムスイッチ撤去工事、タイムスイッチ補助開閉器取付工事、計器スペース接続器具取付工事
- (2) 電力量計取付板腐朽取替工事
- (3) 失効替工事関連付帯工事

7. 工種区分

- (1) 低圧単独計器失効替工事、タイムスイッチ撤去工事、タイムスイッチ補助開閉器取付工事、計器スペース接続器具取付工事
低圧単独計器失効替工事およびタイムスイッチ撤去工事およびタイムスイッチ補助開閉器取付工事ならびに計器スペース接続器具取付工事の対象電力量計、タイムスイッチ、タイムスイッチ補助開閉器、計器スペース接続器具は以下のとおりとする。

a. 取外計器（既設）

(a) 強化耐侯型・普通耐侯型

- ① 単相 2 線式 100V/30A
- ② 単相 2 線式 100V/120A
- ③ 単相 2 線式 200V/30A
- ④ 単相 2 線式 200V/120A
- ⑤ 単相 3 線式 100V/200V 30A
- ⑥ 単相 3 線式 100V/200V 120A
- ⑦ 単相 3 線式 100V/200V 30A（逆回転阻止機能付）
- ⑧ 単相 3 線式 100V/200V 120A（逆回転阻止機能付）
- ⑨ 三相 3 線式 200V/30A
- ⑩ 三相 3 線式 200V/120A

(b) 時間帯別電子式電力量計サイクリック表示 ナイト 8

- ① 単相 2 線式 100V30A
- ② 単相 2 線式 100V120A
- ③ 単相 2 線式 200V30A
- ④ 単相 2 線式 200V120A
- ⑤ 単相 3 線式 100V/200V30A
- ⑥ 単相 3 線式 100V/200V 120A

(c)時間帯別電子式電力量計サイクリック表示 ナイト 10

- ① 蓄熱三相 200V30A
- ② 蓄熱三相 200V120A
- ③ 単相 2 線式 100V30A
- ④ 単相 2 線式 100V120A
- ⑤ 単相 2 線式 200V30A
- ⑥ 単相 2 線式 200V120A
- ⑦ 単相 3 線式 100V/200V30A
- ⑧ 単相 3 線式 100V/200V120A

(d)時間帯別電子式電力量計サイクリック表示 電化厨房

- ① 電化厨房三相 200V120A

(e)時間帯別電子式電力量計サイクリック表示 電化上手

- ① 単相 2 線式 100V30A
- ② 単相 2 線式 100V120A
- ③ 単相 2 線式 200V30A
- ④ 単相 2 線式 200V120A
- ⑤ 単相 3 線式 100V/200V30A
- ⑥ 単相 3 線式 100V/200V120A

(f)深夜電力用タイムスイッチ

- ① TS 三相 200V100A
- ② TS 補助開閉器三相 150A
- ③ TS 電子式単相 2 線 30A
- ④ TS 電子式単相 2 線 60A
- ⑤ TS 単相 2 線式 30A
- ⑥ TS 単相 2 線式 120A

b.取付計器（新設）

(a)スマートメーター 単相 2 線式 (100V) 30A

- ① マルチホップ-920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯-920MHz 方式
- ④ マルチホップ-PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯- PLC 方式

(b)スマートメーター 単相 3 線式 60A

- ① マルチホップ-920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯-920MHz 方式
- ④ マルチホップ-PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯- PLC 方式

(c)スマートメーター 単相 3 線式 120A

- ① マルチホップ-920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯-920MHz 方式
- ④ マルチホップ-PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯- PLC 方式

(d)スマートメーター 三相 3 線式 60A

- ① マルチホップ-920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯-920MHz 方式
- ④ マルチホップ-PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯- PLC 方式

(e)スマートメーター 三相 3 線式 120A

- ① マルチホップ-920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式

- ③ 携帯-920MHz 方式
- ④ マルチホップ-PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯- PLC 方式

(f)スマートメーター 単相2線式 (100V) 120A

- ① マルチホップ-920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯-920MHz 方式
- ④ マルチホップ-PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯- PLC 方式

(g)スマートメーター 単相2線式 (200V) 30A

- ① マルチホップ-920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯-920MHz 方式
- ④ マルチホップ-PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯- PLC 方式

(h)スマートメーター 単相2線式 (200V) 120A

- ① マルチホップ-920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯-920MHz 方式
- ④ マルチホップ-PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯- PLC 方式

(i)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 単相2線式 (100V) 30A

- ① マルチホップ-920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯-920MHz 方式
- ④ マルチホップ-PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯- PLC 方式

(j)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 単相2線式(100V) 60A

- ① マルチホップ-920MHz方式
- ② PLC-920MHz方式
- ③ 携帯-920MHz方式
- ④ マルチホップ-PLC方式
- ⑤ PLC-PLC方式
- ⑥ 携帯-PLC方式

(k)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 単相2線式(100V) 120A

- ① マルチホップ-920MHz方式
- ② PLC-920MHz方式
- ③ 携帯-920MHz方式
- ④ マルチホップ-PLC方式
- ⑤ PLC-PLC方式
- ⑥ 携帯-PLC方式

(l)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 単相2線式(200V) 30A

- ① マルチホップ-920MHz方式
- ② PLC-920MHz方式
- ③ 携帯-920MHz方式
- ④ マルチホップ-PLC方式
- ⑤ PLC-PLC方式
- ⑥ 携帯-PLC方式

(m)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 単相2線式(200V) 60A

- ① マルチホップ-920MHz方式
- ② PLC-920MHz方式
- ③ 携帯-920MHz方式
- ④ マルチホップ-PLC方式
- ⑤ PLC-PLC方式
- ⑥ 携帯-PLC方式

(n)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 単相2線式(200V) 120A

- ① マルチホップ-920MHz方式
- ② PLC-920MHz方式

- ③ 携帯・920MHz 方式
- ④ マルチホップ・PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯・PLC 方式

(o)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 単相3線式 60A

- ① マルチホップ・920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯・920MHz 方式
- ④ マルチホップ・PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯・PLC 方式

(p)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 単相3線式 120A

- ① マルチホップ・920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯・920MHz 方式
- ④ マルチホップ・PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯・PLC 方式

(q)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 三相3線式 60A

- ① マルチホップ・920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯・920MHz 方式
- ④ マルチホップ・PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯・PLC 方式

(r)タイムスイッチ機能付きスマートメーター 三相3線式 120A

- ① マルチホップ・920MHz 方式
- ② PLC-920MHz 方式
- ③ 携帯・920MHz 方式
- ④ マルチホップ・PLC 方式
- ⑤ PLC-PLC 方式
- ⑥ 携帯・PLC 方式

(s) タイムスイッチ補助開閉器

(t) 計器スペース接続器具

- ① 30A 用
- ② 60A 用
- ③ 120A 用

<以下は旧型計器につき、上記が用意できない場合は取り付ける恐れがある>

(a) 強化耐侯型・普通耐侯型

- ① 単相 2 線式 100V30A
- ② 単相 2 線式 100V120A
- ③ 単相 2 線式 200V30A
- ④ 単相 2 線式 200V120A
- ⑤ 単相 3 線式 100V/200V 30A (逆回転阻止機能付)
- ⑥ 単相 3 線式 100V/200V 120A (逆回転阻止機能付)

(b) 時間帯別電子式電力量計サイクリック表示 ナイト 8

- ① 単相 2 線式 100V30A
- ② 単相 2 線式 100V120A
- ③ 単相 2 線式 200V30A
- ④ 単相 2 線式 200V120A
- ⑤ 単相 3 線式 100V/200V 30A
- ⑥ 単相 3 線式 100V/200V 120A

(c) 時間帯別電子式電力量計サイクリック表示 ナイト 10

- ① 蓄熱三相 200V30A
- ② 蓄熱三相 200V120A
- ③ 単相 2 線式 100V30A
- ④ 単相 2 線式 100V120A
- ⑤ 単相 2 線式 200V30A
- ⑥ 単相 2 線式 200V120A
- ⑦ 単相 3 線式 100V/200V30A
- ⑧ 単相 3 線式 100V/200V120A

(d) 時間帯別電子式電力量計サイクリック表示 電化厨房

① 電化厨房三相 200V120A

(e)時間帯別電子式電力量計サイクリック表示 電化上手

- ① 単相 2 線式 100V30A
- ② 単相 2 線式 100V120A
- ③ 単相 2 線式 200V30A
- ④ 単相 2 線式 200V120A
- ⑤ 単相 3 線式 100V/200V30A
- ⑥ 単相 3 線式 100V/200V120A

(2) 電力量計取付板腐朽取替工事

既設の電力量計取付板から、公益社団法人全関東電気工事協会優良機材推奨認定を受けている合成樹脂製電力量計取付板への取替工事とする。

8. 現場代理人および主任技術者等の届出、職務

(1) 現場代理人

受注者は、本契約の決定後すみやかに現場代理人を定め、当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出を行い、確認を受けるものとする。

なお、現場代理人は工事拠点に常駐するものとし、工事の施工、災害防止の指揮・総括・その他工事の施工に関する一切の事項を行うものとする。

(2) 主任技術者

受注者は、本契約の決定後すみやかに主任技術者を定め、当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出を行い、確認を受けるものとする。

なお、主任技術者は、工事現場において施工に関する技術の管理を行うものとし、主任技術者と現場代理人および災害防止責任者は、それぞれの職務遂行に支障を来さない場合に限り兼務することができる。

(3) 災害防止責任者

受注者は、本契約の決定後すみやかに災害防止責任者を定め、当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出を行い、確認を受けるものとする。

災害防止責任者は工事拠点に常駐するものとし、災害防止に関する法令・規定・契約図書の記載ならびに安全計画にもとづき災害の防止に関する具体的事項を定め、これを作業員に周知徹底させ、かつ実行させるなど、災害防止のために最善を尽くさなければならない。

なお、災害防止責任者と現場代理人および主任技術者は、それぞれの職務遂行に支障を来さない場合に限り兼務することができる。

9. 作業員の届出

受注者は、本工事に従事する作業員について、本契約の決定後すみやかに当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出をおこない、確認を受けるものとする。

10. 下請負

(1) 受注者は、本工事の全部またはその主たる部分の工事を一括して第三者に委任し、または請負わせてはならない。

ただし、あらかじめ当社または当社が指定する工事監理業務委託先の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

(2) 受注者が本工事の一部を委任し、または請負わせる場合は、あらかじめその旨を当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出をおこない、承認を受けるものとする。

(3) 受注者は、受注者から委任された受任者（以下、「受託者」という）または下請負者に対して本契約による受注者と同等の義務を課すものとする。

なお、第三者に委任し、または請負わせる部分について建設業法または下請代金支払遅延防止法の適用がある場合はこれを遵守しなければならない。

(4) 受注者は、受託者または下請負者もしくはそれらの被用者の行為につき、当社に対して本契約上の義務その他これに関連して生じる一切の責を負うものとする。

(5) 受注者は、反社会的勢力に本工事の一部を委任し、または請負わせてはならない。

11. 支給材料

当社または当社が指定する工事監理業務委託先が支給する工事用材料については、「7. 工種区分(1)失効替工事 b.取付計器（新設）」に定める各計器およびタイムスイッチ補助開閉器ならびに計器スペース接続器具とする。

なお、支給材料については、本工事の契約期間満了時、もしくは本契約が解除されたときは、当社または当社が指定する工事監理業務委託先が定める期日までに返還す

るものとする。

また、支給材料については、他の工事に流用してはならないものとする。

12. 貸与品

当社または当社が指定する工事監理業務委託先が支給する貸与品は、以下のとおりとする。

なお、貸与品については、本工事の契約期間満了時、もしくは本契約が解除されたときは、当社または当社が指定する工事監理業務委託先が定める期日までに返還するものとする。

- (1) 委託従事者証
- (2) 特殊ドライバー
- (3) 通信アダプタ

13. 受注者により調達する材料および機器類等

(1) 受注者により調達する材料

本工事の施工に必要とされる、以下の工事用材料については、受注者にて調達する。

- a. 木ねじ
- b. 合成樹脂製電力量計取付板（フィッシャープラグ等の消耗品を含む）
- c. サドル
- d. ビニールテープ
- e. その他工事施工に必要とされる材料

(2) 受注者により調達する機器類等

本工事の施工に必要とされる、以下の機器類および安全装備品ならびに工具、測定器類については、受注者にて調達する。

- a. ハンディーターミナル（以下、「HT」という）
- b. HTプリンタ
- c. HTアップロード／ダウンロード端末
- d. HT関係周辺機器（通信環境構築に必要な機器・材料等を含む）

- e. HTプリンタ用ロール紙
 - f. パソコン（インターネット環境を含む）
 - g. 安全装備品
 - (a)安全帽（電気用）
 - (b)ユニホーム※¹
 - (c)安全靴
 - (d)低圧手袋
 - (e)消火具（電気火災用）
 - (f)防アーク面
 - (g)その他本工事施工に必要とされる安全装備品
 - h.安全用防具
 - (a)電線端末（絶縁）キャップ
 - (b)絶縁カバー
 - i.無停電工具
 - j.作業用工具
 - (a)絶縁ドライバー
 - (b)電工ナイフ
 - (c)ペンチ
 - (d)脚立
 - (e)作業帯
 - (f)その他本工事施工に必要とされる作業用工具
 - k.測定器類
 - (a)検電器
 - (b)電流計
 - (c)電圧計
 - (d)相回転計
 - (e)負荷器
 - (f)その他本工事施工に必要とされる測定器類
 - l.デジタルカメラ
 - m.メーターボックス用鍵
- ※1. 青を基調としたデザイン、及び難燃製を推奨する

14. 支給材料および貸与品ならびに撤去品の管理

- (1) 受注者は、支給材料および貸与品ならびに撤去品の管理にあたっては、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(2) 支給材料および撤去品の引渡し場所については、当社受け持ち区域内に保有する受注者の保管場所を原則とし、当社または当社が指定する工事監理業務委託先および受注者において、協議により定めるものとする。

(3) 支給材料の引渡し場所については、同項(2)に定める引渡し場所における車上渡しとし、支給材料の納入会社側の作業責任範囲は下記を標準とする。

- a. 荷台端までの移動
- b. 玉掛け作業
- c. 受注者の荷役機械運転手への作業指示

(4) 支給材料および貸与品ならびに撤去品の保管場所は、施錠可能かつ支給品および貸与品ならびに撤去品の必要数量が保管可能な面積を有する倉庫等とし、原則として4 t車以上による搬入が可能な場所とする。

なお、支給材料の引渡し場所とする倉庫等については、当社1支社の受注に対し1箇所を上限とし、受け持ちエリアが広範な以下の15支社については、原則として2箇所を上限とする。

- a. 栃木支店 栃木北支社、宇都宮支社、栃木南支社
- b. 群馬支店 渋川支社、高崎支社
- c. 茨城支店 水戸支社、土浦支社、竜ヶ崎支社、下館支社
- d. 埼玉支店 熊谷支社
- e. 千葉支店 成田支社、木更津支社
- f. 山梨支店 甲府支社、大月支社
- g. 沼津支店 伊豆支社

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により支給材料および撤去品を滅失・毀損し、またはその価値を滅損させた場合は、当社に対しその損害を賠償しなければならない。

(6) 受注者は、支給材料および貸与品ならびに撤去品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

(7) 支給材料および貸与品ならびに撤去品は、1ヶ月に1回の頻度で当社または当社が指定する工事監理業務委託先による支給材料等の保管状況確認、6ヶ月以内に1回の頻度で、当社または当社が指定する工事監理業務委託先の立会による実地棚卸し

を実施するものとする。

15. 材料屑等の廃棄処理

- (1) 受注者は、工事により発生する受注者により調達した撤去材料、残材料、ならびに工具類等の一般廃棄物および産業廃棄物の処理は、できる限り再資源化もしくは縮減をはかることとし、全て受注者の責任において処理するものとする。
- (2) 一般廃棄物および産業廃棄物を処理する場合は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の関係法令等により適切な措置を講じる。

16. 工事の施工

(1) 月別工事計画作成

受注者は、当社または当社が指定する工事監理業務委託先が提示する、契約期間中における線式別・容量別の失効替工事計画数量にもとづき、工事施工力等を踏まえた月別失効替工事計画を作成し、当社または当社が指定する工事監理業務委託先へ提出する。

(2) 失効替工事事前PRおよび現地調査

受注者は、失効替工事予定日の3日前までに失効替工事対象のお客さまを訪問し、失効替工事PR用紙の記載事項にもとづく工事の事前PRおよび計器取付場所等の現地調査を実施する。

(3) 失効替工事の施工

受注者は、必要に応じてあらためて失効替工事の目的等について説明を実施のうえ、失効替工事を施工する。

なお、撤去・新設の各計器については、指針・計器番号・検満期限（スマートメーターにおいてはQRシールを含む）の記載内容が明確に判別可能な写真を撮影する。

また、電力量計取付板の腐朽・傾斜等により、失効替工事の施工に支障をきたすと判断した場合は、当社または当社が指定する工事監理業務委託先と調整のうえ、電力量計取付板の腐朽取替工事を併せて実施する。

17. 竣工報告

受注者は、個々の工事依頼単位毎に工事が完成（現場落成）したときは、竣工報告期間内に当社または当社が指定する工事監理業務委託先に対し、すみやかに竣工報告を実施する。

なお、竣工報告期日については、原則として工事が完成（現場落成）した日を除き3営業日後とする。

18. 竣工検査

(1) 当社または当社が指定する工事監理業務委託先は、受注者が当月分として前月21日から当月20日までの期間に竣工報告を受領したものについて、本工事契約図書にもとづき、原則として竣工報告日より3営業日以内かつ当社が定める月次処理日の前日までに全て遅滞なく本工事の目的物の検査をおこない、検査完了後すみやかに、受注者に対して結果を通知するものとする。

(2) 受注者は、同項(1)の竣工検査に合格しなかったときは、当社または当社が指定する工事監理業務委託先の指示にしたがい、その指示する日までに必要な修補または改造を受注者の費用でおこない、改めて同項(1)の竣工検査を受けるものとする。

19. 引渡し

受注者は、当社または当社が指定する工事監理業務委託先が「18.竣工検査」にもとづく竣工検査を実施し、検査合格としたときは、ただちに本工事目的物を当社に引渡し、当社はこれを受領するものとする。

20. 工事代金の支払い

当社は、「19.引渡し」に定める工事目的物の引渡しが完了したものは、翌月の当社が定める所定支払日に受注者に対し請負金を支払うものとする。

なお、当社は、受注者が消費税法に定める納税義務者または消費税を納める義務が免除されている事業者のいずれかによらず、請負金に消費税法および地方税法に定める税率を乗じた金額を支払うものとする。

ただし、この場合、円未満の端数があるときは切り捨てとし、請負金の支払にあわせてこれをおこなうものとする。

以 上